

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項」を「第6項若しくは第7項又は第87条の3第3項、第6項若しくは第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)